

安全配慮義務：労働安全衛生法特別規則対象外物質の管理

環境・健康

労働現場で約7万種類の化学物質が使用されている中で、労働安全衛生法の特別規則（有機則、特化則、鉛則）で作業環境、作業、健康管理などが義務付けられている化学物質は121物質にしか過ぎません。特別規則の対象外の有害化学物質についても労働安全衛生法上、下記の表に示す管理等が必要であり、また、安全配慮義務〔労働契約法第5条：労働者へ安全の配慮〕の観点からも自主的に取り組み、化学物質による労働災害の防止に努める必要があります。

労働安全衛生法特別規則対象外物質の管理

規制内容等		法令
事業者が行う調査等	化学物質のリスクアセスメントと結果に基づく措置	安衛法：第57条の3 第28条の2
有害原因の除去	代替物の使用、作業方法の改善等	安衛則：第576条
ガス等の発散の抑制等	発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置等	安衛則：第577条
呼吸用保護具等	保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等の備え（使用）	安衛則：第593条
皮膚障害防止用保護具	塗布剤、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等の備え（使用）	安衛則：第594条

安全配慮義務

〔労働契約法第5条：労働者へ安全の配慮〕

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

kes サポート

課題	kes サポート
作業環境の管理	作業環境測定、局所排気装置等の定期自主検査 排・換気装置の改善・設置
有害物質等ばく露状況の調査	個人ばく露モニタリング、生物学的モニタリング
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断等に基づく衛生診断、リスクアセスメントの実施と教育